彩都・中部地区に関わる提案型市場調査検討会設置要綱

（目的）

第１条　社会経済情勢の変化や彩都ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽﾊﾟｰｸへの企業の進出動向等を踏まえ、幅広く彩都中部地区への企業立地の提案を求める『提案型市場調査』を適正かつ円滑に実施し、彩都中部地区に係る計画推進方策を検討するため、「彩都・中部地区に関わる提案型市場調査検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

①「提案型市場調査」の調査方針に対する指導・助言

②　彩都・中部地区の計画推進方策に関わる検討・提言

③　その他前２号に関わる事項

（構成）

第３条　検討会は、別表の学識経験者及び関係行政機関等に属する者による委員で構成する。

（会長）

第４条　検討会の会長は、委員の互選により選出する。

2　会長は、会務を総理する。

（オブザーバー）

第５条　検討会には、彩都のシンボルゾーン形成を担う「国際文化公園都市株式会社」に属する者がオブザーバーとして出席することができる。

（報酬）

第６条　委員等の報酬の額は、日額１０，７００円とする。

２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

３　委員等のうち関係行政機関等に属する者に対しての報酬は支給しない。

（費用弁償）

第７条　委員等の費用弁償の額は、大阪府職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による九級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額（指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。）により支給する。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

３　前二項の規定にかかわらず、委員等のうち関係行政機関等に属する者の費用弁償は行わない。

（事務局）

第８条　検討会の円滑な運営のため、関係行政機関等で組織する「彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会」に事務局を置く。

（その他）

第９条　この規約に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、検討会の議を経て定める。

附則

この規約は、平成２０年５月２３日から施行する。

この検討会は、その目的を達成した時に廃止する。

別表

（敬称略・区分別・五十音順）

	所属	役職	名前	専門
学識経験者	大阪大学	教授	澤木　昌典	都市環境計画
	大阪商工会議所	経済産業部長	中川　正隆	産業
	プール学院大学	准教授	平井　拓己	企業研究
	大阪工業大学	教授	村橋　正武	都市計画
	大阪大学	教授	森下　竜一	医療・創薬
関係行政機関等に属する者	(独)都市再生機構西日本支社	ﾆｭｰﾀｳﾝ業務ﾕﾆｯﾄ総括ﾘｰﾀﾞｰ	稲垣　満宏	施行者
	大阪府商工労働部	産業労働企画室長	北野　義幸	行政（商工）
	大阪府住宅まちづくり部	理事	沢田　吉和	行政（まちづくり）
	茨木市	副市長	山本　正治	行政（地元市）